

第 8 1 号議案

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例設定について

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6
年八王子市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 9 章 （略） 第 1 0 章 雑則（第 8 9 条・ 第 9 0 条 ） 附則 <u>（電磁的記録等）</u> <u>第 8 9 条 障害福祉サービス事業者及びその</u> <u>従業員は、作成、保存その他これらに類す</u> <u>るもののうち、この条例の規定において書</u> <u>面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正</u> <u>本、副本、複本その他文字、図形等人の知</u> <u>覚によって認識することができる情報が記</u> <u>載された紙その他の有体物をいう。以下こ</u> <u>の条において同じ。）で行うことが規定さ</u> <u>れている又は想定されるもの（次項に規定</u> <u>するものを除く。）については、書面に代</u> <u>えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的</u> <u>方式、磁気的方式その他の知覚によつて</u> <u>は認識することができない方式で作られる</u> <u>記録であつて、電子計算機による情報処理</u>	目次 第 1 章～第 9 章 （略） 第 1 0 章 雑則（第 8 9 条） 附則

の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第90条 (略)

(委任)

第89条 (略)

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。